

○東御市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成18年 2月28日

告示第 4号

改正 平成19年 3月28日告示第29号

平成21年 3月27日告示第28号

平成27年12月 4日告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定により行われる自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、東御市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定により、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 市内のバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 想定される有償運送の利用者
- (4) 公共交通に関する学識経験者
- (5) 東御市社会福祉協議会長
- (6) 東御市福祉事務所長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、東御市福祉事務所長を充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第3条第4号の委員のうちから、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 協議会の議事は、出席委員の総意により決定する。ただし、協議が整わない場合には、地域福祉の向上に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めたうえで、会長があらかじめ指名した委員で協議して決定することができる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、運送の主体となるNPOその他の協議会の協議に当たり必要と認める者を協議会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務等)

第8条 協議会の庶務、有償運送に関する相談並びに苦情等の連絡及び通報の窓口は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。